



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第5001213号

(REGISTRATION NUMBER)

商標(THE MARK) (標準文字)

かいしゅう丸

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第 7 類 塗料カス回収装置, 金属加工機械器具, 鉱山機械器具, 土木機械器具, 荷役機械器具, 漁業用機械器具, 化学機械器具, 繊維機械器具, 食料加工用又は飲料加工用の機械器具, 製材用・木工用又は合板用の機械器具, パルプ製造用・製紙用又は紙工用の機械器具, 印刷用又は製本用の機械器具, ミシン, 耕うん機械器具 (手持ち工具に当たるものを除く。), 栽培機械器具, 収穫機械器具, 植物粗製繊維加工機械器具, 飼料圧搾機, 飼料裁断機, 飼料配合機, 飼料粉碎機, 牛乳ろ過器, 搾乳機, 育雛器, ふ卵器, 蚕種製造用又は養蚕用の機械器具, 靴製造機械, 製革機械, たばこ製造機械, ガラス器製造機械, 塗装機械器
その他別紙記載

商標権者(OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)

群馬県太田市南矢島町378

株式会社トータルエス・ケー

出願番号(APPLICATION NUMBER)

商願2006-021972

出願年月日(FILING DATE)

平成18年 3月13日(March 13, 2006)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。

(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成18年11月 2日(November 2, 2006)

特許庁長官(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

中嶋

誠

